



報道発表資料の配付日時 1月 5日(月) 10時 00分

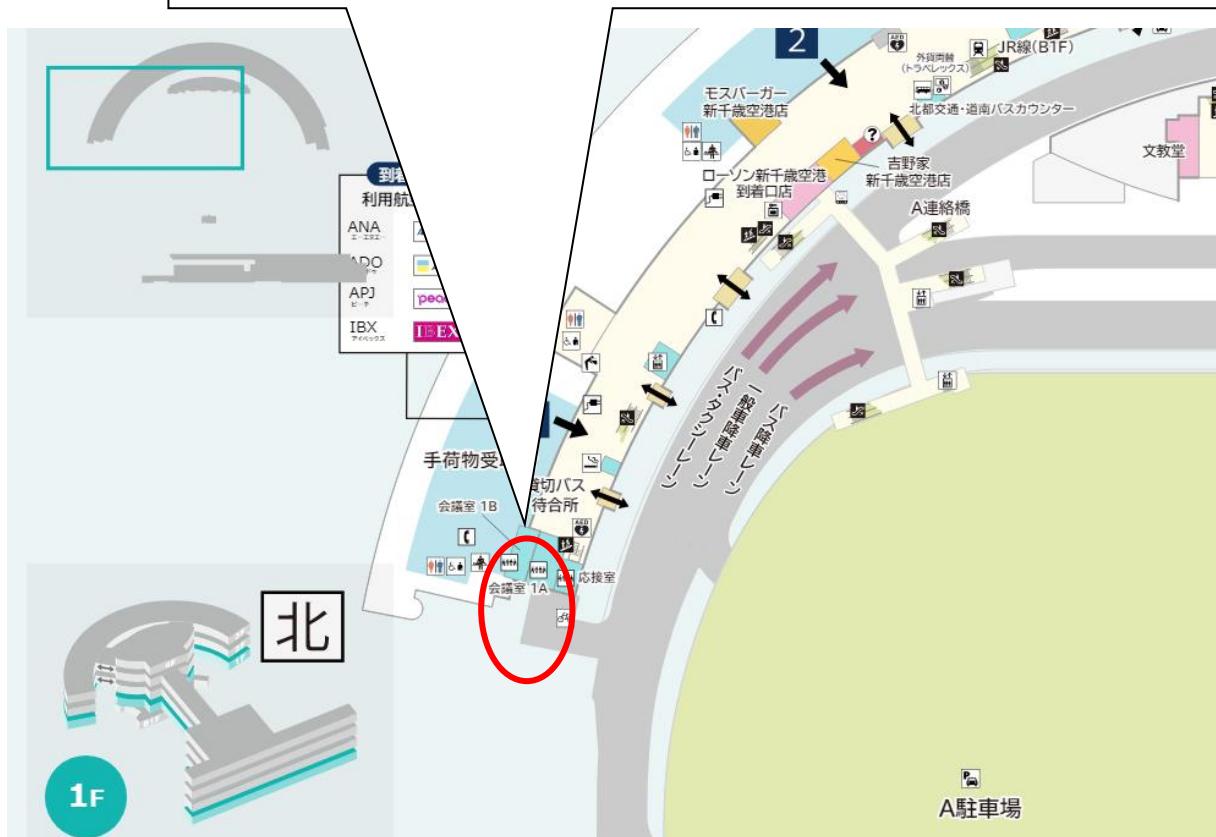
発表項目 (行事名)	「令和7年度(2025年度)北海道・ハワイ州高校生交換留学促進事業」に係るハワイ州への留学生派遣事業について														
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道教育委員会では、本道における国際的な視野を持った青少年の育成と、アメリカ・ハワイ州との友好・親善を目的として、令和元年度から「北海道・ハワイ州高校生交換留学促進事業」を実施しています。</li> <li>○ 今年度の派遣事業について、次のとおりお知らせします。</li> </ul>														
	<table border="1"> <tr> <td>期間</td><td>令和8年1月11日(日)～1月22日(木)</td></tr> <tr> <td>参加生徒数</td><td>道立高校7校から7名</td></tr> <tr> <td>引率</td><td>往路1名(札幌東高等学校教諭)、復路1名(高校教育課職員)</td></tr> <tr> <td>受入校</td><td>ハワイ州立ワイパフ高校</td></tr> <tr> <td>宿泊先</td><td>上記高校生の家庭に各自ホームステイ</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>ふるさと納税による寄附金を財源に、参加生徒への渡航費用の補助を実施します。</td></tr> </table>	期間	令和8年1月11日(日)～1月22日(木)	参加生徒数	道立高校7校から7名	引率	往路1名(札幌東高等学校教諭)、復路1名(高校教育課職員)	受入校	ハワイ州立ワイパフ高校	宿泊先	上記高校生の家庭に各自ホームステイ	備考	ふるさと納税による寄附金を財源に、参加生徒への渡航費用の補助を実施します。		
期間	令和8年1月11日(日)～1月22日(木)														
参加生徒数	道立高校7校から7名														
引率	往路1名(札幌東高等学校教諭)、復路1名(高校教育課職員)														
受入校	ハワイ州立ワイパフ高校														
宿泊先	上記高校生の家庭に各自ホームステイ														
備考	ふるさと納税による寄附金を財源に、参加生徒への渡航費用の補助を実施します。														
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出発式について(取材可)</li> </ul>														
	<table border="1"> <tr> <td>日時</td><td>令和8年1月11日(日) 15時00分～</td></tr> <tr> <td>会場</td><td>新千歳空港国内線 ターミナルビル1階 会議室1A</td></tr> </table>	日時	令和8年1月11日(日) 15時00分～	会場	新千歳空港国内線 ターミナルビル1階 会議室1A										
日時	令和8年1月11日(日) 15時00分～														
会場	新千歳空港国内線 ターミナルビル1階 会議室1A														
参考	ハワイ州からの留学生受入を令和8年2月1日～8日に札幌国際情報高等学校において実施予定です。														
報道(取材) に当たって のお願い															
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)													
担当 (連絡先)	教育庁学校教育局高校教育課国際交流係 担当:山平課長補佐 TEL ダイヤルイン 011-206-6078 (内線35-731) TEL 公用スマホ 011-585-6101 (内線10646)														

## 〈出発式集合場所案内図〉

新千歳空港国内線ターミナル 1 階

### 集合場所 「国内線ターミナル 1 階 会議室 1A」

- \* 「北海道・ハワイ州高校生交換留学促進事業出発式会場」と表示があります。
- \* 14時30分から入場出来ます。
- \* 14時50分までに集合してください。



# Student Exchange Program 2025-2026

令和7年度（2025年度）高校生交換留学促進事業

## アメリカ・ハワイ州 交換留学生募集中

応募締め切り 月 日まで

10日間のホームステイ

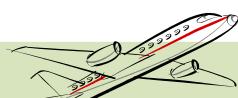
補助金  
最大5万円



2024年度事業の様子

### 留学制度の概要

留学先：アメリカ・ハワイ州の高校  
留学期間：令和8年(2026年)1月11日(日)～1月22日(木)  
募集人数：7名  
参加対象：道立高校1、2年生及び道立中等教育学校4、5年生  
参加費用：航空券代、滞在費他 実費  
補助金：一人5万円(上限)



### プログラムの効果

前回の参加者からは、プログラムに参加したことによって、「英語力が向上した」、「国際社会への関心が高まった」と報告がありました。  
また、全ての参加者が、「将来また留学したい」と答えています。

※ 2024年度参加者アンケートより



### 過去参加者の声

#### ??どんな力が身に着く??

(これまでの参加者の声)

「留学先の高校では、ハワイならではのユニークな授業内容を体験でき、この留学プログラムの魅力だと感じました。」

「今回の留学で感じたうまく英語を伝えられないもどかしさと、もっとたくさんしゃべりたい気持ちが、英語学習に対するモチベーションを上げることにつながりました。」

「留学先の日本語の授業では、ハワイの高校生が日本語を一生懸命話しているのを聞き、自分も英語の学習を頑張ろうと思えました。」

#### ??ホームステイってどんな感じ??

(これまでの参加者の声)

「ホストファミリーが私を常にもてなそうと、様々な食事や場所を経験させてくれました。」

「ホストファミリーの親戚と夜ご飯を食べました。」

「ホストマザーの作ってくれた料理がすごくおいしかったです。」

「ホストファミリーが飼っていた犬には、最初は吠えられていたけども、最後には仲良くなれました。」

「パートナーの部活に一緒に参加しました。」

「ホストファミリーがとても優しくて、自分が本当にそこで生まれたのではないかと錯覚するほどでした。」

#### これまでの参加者からのメッセージ

「英語のスピーチで自信がなくても現地の人はちゃんと聞いてくれるので、心配しないで英語を話してみてください。間違っていても最後まで話してみることで自信はつくので、まずはたくさん話すことが大事です。」

「英語に少しずつ慣れていくばとでも楽しい時間になります！自分が新たなことに挑戦するための勇気が得られると思います！」



詳しくはホームページを御覧ください

北海道 ハワイ 交換留学 検索

### 応募方法

興味がある方は、保護者や在籍している学校の担当の先生と相談の上、北海道教育委員会のホームページから関係書類をダウンロードし、期日までに学校へ提出してください。

応募書類のDLは[こちら](#)から



#### 日 程

※ 今回の募集は、ハワイ州への派遣の参加者であり、参加者の家庭での交換留学生の受入はありません。(ハワイ州からの交換留学生の受入家庭は別途募集します。)

10月下旬

学校へ出願書を提出

10月下旬

校内選考、抽選(応募者多数の場合)

11月上旬

参加者の決定

12月上旬

事前研修会(オンライン)

1月中旬の約10日間

北海道留学生のハワイへの派遣

10月上旬～11月上旬

ハワイ州からの留学生受入学校募集

別途募集中

北海道でのハワイ州留学生受入

2月上旬

## 高校生交換留学促進事業実施要綱

(平成11年3月31日教育長決定)

(平成13年3月30日一部改正)

(平成17年3月10日一部改正)

(平成22年3月17日一部改正)

(平成30年3月29日一部改正)

(令和元年7月9日一部改正)

(令和4年9月2日一部改正)

### 1 目的

北海道と海外の高校生を交換留学させ、相互に異文化を体験させることにより、国際的視野を持った青少年を育成し、あわせて、相手国や地域との友好と親善に資するものとする。

### 2 実施主体

北海道教育委員会及び海外の教育担当行政機関

### 3 事業の内容

- (1) 交換留学は、別に定める期間、北海道の高校生を海外の国や地域に派遣し、相手国や地域の高校生を北海道に受け入れることにより、高校生間の交流を行うものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により同一年度内に派遣と受入れの双方を行うことができない場合は、いずれか一方とすることができます。
- (2) 北海道から派遣する留学生は、別に定める期間、海外の教育担当行政機関が選考した高校生の家庭にホームステイしながら、あらかじめ指定された高等学校に通学し、授業及び学校行事に参加する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、北海道教育委員会の判断により、宿泊施設での滞在をもってホームステイに代えることができ、北海道教育委員会が定める体験プログラムをもって高等学校への通学等に代えることができる。

### 4 留学生の募集及び決定

北海道教育委員会は、別に定める選考要領により、派遣候補者を選考し、さらに、海外の教育担当行政機関と協議・調整をした上で留学生を決定する。

### 5 事前研修会

北海道教育委員会は、北海道から派遣する生徒等を対象に、交換留学に必要な知識を修得させるため、事前研修会を行う。

### 6 保護者に対する補助

北海道教育委員会は、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月2日から適用する。

# 令和7年度（2025年度）北海道・ハワイ州高校生交換留学促進事業実施要項 (令和7年9月9日学校教育局高校教育課長決定)

## 1 目的

この要項は、高校生交換留学促進事業実施要綱（平成11年3月31日教育長決定）第7の規定に基づき必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1) ハワイ州への留学生派遣事業

北海道から派遣する留学生（以下「留学生」という。）は、ハワイ州内の公立高等学校（以下「ハ州高等学校」という。）が選考したハ州高等学校に在籍する生徒の家庭（以下「ハ州受入家庭」という。）にホームステイしながら、ハ州高等学校に通学し、授業、学校行事等に参加する。

ア 留学先

米国・ハワイ州教育局が決定したハ州高等学校

イ 留学期間

令和8年1月中で、北海道教育委員会とハ州高等学校とが合意した10日間程度

ウ 募集人員

道立高等学校及び道立中等教育学校（後期課程）（以下「高等学校等」という。）の生

徒 計7名

エ 引率者

教員及び教育庁職員 計2名（新千歳空港とハワイ州内空港間の引率等）

### (2) ハワイ州から派遣される留学生の受入事業

ハワイ州から派遣されるハ州高等学校の生徒（以下「ハ州留学生」という。）は、次のアの学校に在籍する生徒の家庭（以下「北海道受入家庭」という。）にホームステイしながら、アの学校に通学し、授業や学校行事等に参加する。

アの学校は、ハ州留学生を受け入れ、その受入期間中における学校行事等に参加させるとともに、日本語の指導を行う。

ア 受入先

北海道教育委員会が決定した道立高等学校及び道立中等教育学校（後期課程）（以下、「北海道受入学校」という。）

イ 受入期間

令和8年2月中で、北海道教育委員会とハ州高等学校とが合意した約1週間

## 3 ハワイ州への留学生派遣事業への参加要件

2 (1)の事業に参加する留学生及び留学生が在籍する高等学校等の要件は次のとおりとする。

### (1) 留学生の応募資格

ア 事業実施年度において、第1学年又は第2学年（道立中等教育学校にあっては第4学年又は第5学年）に在学中の者

イ 基礎的な英会話の能力があり、その向上に意欲的に取り組める者

ウ 異文化や異なる習慣、考え方を尊重し、共に学び合い、高め合うことができる者

エ 心身とも健康で、かつ、外国での生活に適応できる者

オ 帰国後、国際交流等に関する事業や行事に積極的に参加・協力できる者

### (2) 留学生が在籍する高等学校等

ア 国際交流、国際理解教育及び外国語教育に積極的に取り組んでいる高等学校等

イ 留学生及び留学生の保護者（以下「保護者」という。）に対し、留学前後における適切な指導・助言ができる高等学校等

ウ 留学中における留学生や保護者へのフォロー、留学先のハ州高等学校やハ州受入家庭等関係者との連絡調整、緊急対応ができる高等学校等

#### 4 留学生の募集及び決定

2 (1)の事業に参加する留学生は、別に定める応募要領により募集を行い、次により決定する。

- (1) 留学を希望する生徒は、出願書（様式1）及び承諾書（様式1別紙）を在籍する高等学 校長又は中等教育学校長（以下「学校長」という。）に提出する。
- (2) 上記3(2)の要件をすべて満たす高等学校等の学校長は、上記3(1)の要件をすべて満たす生徒2名を限度として選考の上、生徒から次のアの書類を徴し、次のイの書類と併せて(1)の書類に添付し、所轄の教育局に推薦すること。  
ア 健康診断書（様式2）又は令和7年（2025年）4月1日以降に学校で受診した定期健 康診断の結果の写し  
イ 推薦書（様式3）
- (3) 北海道教育委員会は、別に定める選考要領により派遣候補者を選考する。さらに、派遣 候補者の中からハ州高等学校と協議・調整をした上で留学生を決定し、関係学校長あて通 知する。

#### 5 事前研修会

2 (1)の事業に係る事前研修会は、留学生、保護者、留学生が在籍する高等学校等の担当教 員及び引率教員等が出席する。

#### 6 北海道受入学校の募集及び決定

2 (2)の事業に参加する北海道受入学校は、次のとおり対応等ができるることを要件とし、募 集及び選考に係る必要な事項は、別に定めるものとする。また、北海道受入家庭の募集及び 選考に係る必要な事項は、北海道教育委員会とハ州高等学校が協議して別に定めるものとす る。

- (1) ハ州留学生に対し、受入前に学校生活等に関する連絡や助言を行うことができる。 また、受入家庭からハ州留学生やその在籍するハ州高等学校に対して照会するよう要望が あった場合にも、ハ州留学生やその在籍するハ州高等学校と連絡を取るなど、適切に対応 できること。
- (2) ハ州留学生に対し、その受入期間中の授業、学校行事等への参加や、その他の学校生活 について適切に対応できること。また、必要に応じ、ハ州高等学校やハ州留学生の保護者 等関係者との連絡調整、緊急対応ができる。
- (3) ハ州留学生の滞在期間中、その日常生活に関わり、ハ州留学生や北海道受入家庭に指導 及び助言ができる。
- (4) ハ州留学生の滞在期間中、北海道教育委員会の求めに応じ、ハ州留学生の学校生活の状 況や行動の様子等について報告できること。

#### 7 経費の負担区分

この事業に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 北海道教育委員会が負担する経費（保護者に対する補助）
  - ア 2(1)の事業において、北海道教育委員会は高校生交換留学促進事業補助金交付要綱（平 成6年6月1日教育長決定）に基づき、経費の一部を補助する。
  - イ 2(2)の事業において、予算の範囲内で北海道受入家庭へ参加奨励費を支払う。
- (2) 留学生の保護者が負担する経費
  - 2(1)の事業において、留学生の保護者は次の経費を負担する。
    - ア 事前研修会の参加に要する費用、留学生の自宅と新千歳空港間の往復に要する費用、 海外旅行保険料、パスポート取得料、ESTA申請料、ハ州高等学校における行事等に参加 する費用及び新千歳空港と米国・ダニエル・K・イノウエ国際空港間の往復交通費のう ち、(1)の補助を超える部分
    - イ その他必要な経費
- (3) ハ州受入家庭が負担する経費
  - 2(1)の事業において、ハ州受入家庭は留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、 宿泊費及び滞在宅から米国・ダニエル・K・イノウエ国際空港までの送迎に要する経費を負

担する。

**(4) 北海道受入家庭が負担する経費**

2 (2)の事業において、北海道受入家庭は、ハ州留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び滞在宅から北海道受入学校の最寄りの道内空港までの送迎に要する経費を負担する。

ただし、(1)イの参加奨励費が北海道教育委員会から支払われる。

**8 その他**

- (1) 留学生及び引率教員並びに北海道受入学校の受入担当教員等は本事業終了後、報告書（様式任意）を北海道教育委員会に提出するものとする。
- (2) 2 (1)の事業に参加する留学生が在籍する高等学校等は、留学生が事業を通じて得た経験や知識を他の生徒へ広く還元することを目的として、留学生による成果報告の場を設けることとする。実施規模及び方法は各校の判断によるが、全校生徒や近隣校生徒等にも広く事業効果を普及できることを努めること。  
なお、報告会等の実施後30日以内に、様式4により実施状況を北海道教育委員会へ報告すること。
- (3) 2 (1)の事業に参加する留学生の保護者は、留学生を北海道教育委員会が指定する海外旅行保険に加入させることとし、留学期間中の病気、事故等については、保護者の責任において対処するものとする。
- (4) 2 (1)及び2 (2)の事業において、事業実施期間中に病気、事故その他やむを得ない事情により事業を中止しなければならない場合、又は事業を継続することが適当でないと北海道教育委員会及びハ州高等学校が認めた場合は、当該留学生又はハ州留学生を帰国させることができるものとする。
- (5) 2 (1)の事業において、留学生の留学期間中の欠席に伴う単位の扱いについては、留学生が在籍する高等学校等と保護者が十分に話し合うこと。
- (6) 2 (2)の事業において、国内外における情勢変動や疾病の蔓延、天災の影響等により、やむをえずハ州留学生の帰国日程が延期になる場合は、北海道受入学校及び北海道受入家庭の保護者は、変更後の帰国日まで引き続き受入を継続するものとする。
- (7) その他この交換留学事業について必要な事項は、北海道教育委員会とハ州高等学校が協議して別に定めるものとする。

**附 則**

この要項は、令和6年10月31日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和7年1月10日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和7年9月9日から施行する。